

議案第46号

港区旅館業法施行条例及び港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について

国の示す「旅館業における衛生等管理要領及び公衆浴場における衛生等管理要領（以下これらを「要領」といいます。）」が改正され、レジオネラ症対策強化のための構造設備基準や衛生措置基準が追加されるとともに、公衆浴場における混浴制限年齢の引下げが行われました。

このことを受けて、東京都は6月に「旅館業法施行条例」及び「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例」を改正しました。また、現在、都内各自治体においても、条例改正の進められているところです。

港区においても、要領改正の趣旨を踏まえ、港区旅館業法施行条例（以下「旅館業条例」といいます。）及び港区公衆浴場法施行条例（以下「浴場条例」といいます。）の一部を次のとおり改正します。

1 レジオネラ症対策の強化について

（1）改正の背景

国は、入浴施設のレジオネラ症対策に関する厚生労働科学研究で、最新の知見等が得られたこと等を踏まえ、令和元年9月19日に要領改正を行い、都道府県等が行う規定整備のための技術的助言として示しました。主な改正事項は、気泡発生装置や調節槽等の衛生基準等の強化です。

これを踏まえ、旅館業条例及び浴場条例の構造設備や衛生措置に関する基準を見直します。

（2）改正の具体的内容

①気泡発生装置等の構造設備基準について<新設>

（旅館業条例：第7条関係）（浴場条例：第3条関係）

現行：なし
新設：新たに設置する気泡発生装置等の構造は、点検、清掃及び排水を行えるものであること。

※気泡発生装置等とは、微小な水の粒を発生させる設備のことで、一般的にはジャグジー等に設置されています。

②調節槽の衛生措置基準について<新設>

（旅館業条例：第4条関係）（浴場条例：第3条関係）

現行：なし
新設：調節槽を使用する場合、随時点検するとともに、定期的に清掃及び消毒を実施し、ぬめり等の汚れを除去すること。

※調節槽とは、洗い場の湯栓やシャワーに送る湯の温度を調節する槽のことです。

③貯湯槽の衛生措置基準について<改正>

(旅館業条例：第4条関係) (浴場条例：第3条関係)

現行：「温泉」を貯留する槽のみに対象が限定されています。
また、衛生管理方法を「清掃及び消毒を行うこと」としています。
改正：「全ての温水」を貯留する槽に対象を拡大し、衛生管理方法を「清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること」とします。

※貯湯槽とは、浴槽に注入するための温水等を一時的に貯めておくための槽のことです。

④浴槽水の消毒方法について<改正>

(旅館業条例：第4条関係) (浴場条例：第3条関係)

現行：「塩素系薬剤による消毒」と「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用すること」の2つの方法を規定しています。
改正：消毒方法を新たに1つ追加し、規則に定めます。

※新たな消毒方法として、「モノクロラミンによる消毒」を追加します。

高いpHの温泉浴槽水等を消毒する場合、塩素系薬剤による消毒より十分な消毒効果が期待できます。

⑤貸与するかみそりの衛生措置基準について<改正>

(浴場条例：第3条関係)

現行：「消毒した」かみそりを貸与することができます。
改正：「未使用の」かみそりのみ貸与できることとします。

2 公衆浴場における混浴制限年齢の引下げについて

(1) 改正の背景

港区内の公衆浴場における混浴制限年齢については、風紀に必要な措置として、浴場条例で規定しています。

国は、厚生労働科学研究「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」において、「混浴制限年齢を引き下げることによって、公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界の発展が期待される。同時に、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる」とした結果を受け、令和2年12月10日に要領改正を行い、浴場等での男女の混浴制限年齢の目安を引き下げました。

これを踏まえ、浴場条例の男女の混浴制限年齢を引き下げます。

(2) 改正の具体的内容

(浴場条例：第3条関係)

現行：「10歳」以上の男女を混浴させないこと。
改正：「7歳」以上の男女を混浴させないこと。

3 施行期日

令和4年1月1日

港区旅館業法施行条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 七 八 （略）</p> <p>二 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>（1）貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>ホ ろ過器その他の設備（以下「ろ過器等」という。）を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p>	<p>（前略）</p> <p>（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 七 八 （略）</p> <p>二 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>（1）貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>（2）（略）</p> <p>ホ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p>

(1)～(3) (略)

(4) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、区規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(5) (略)

へ 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

ト ニからへまでの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

九・十 (略)

十一 便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

十二 (略)

(中略)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第七条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政

(1)～(3) (略)

(4) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(5) (略)

へ ニ及びホの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

九・十 (略)

十一 便所に備え付ける手拭い等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

十二 (略)

(中略)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第七条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政

令」という。)第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 浴室は、次の基準によること。

イ〇八 (略)

二 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(1)〇(6) (略)

(7) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

八〇十一 (略)

(後略)

付 則

(施行期日)

1 | この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(港区旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 | この条例の施行の際、現に旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の規定により経営の許可を受けている営業の施

令」という。)第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 浴室は、次の基準によること。

イ〇八 (略)

二 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(1)〇(6) (略)

八〇十一 (略)

(後略)

設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、第一条の規定による改正後の港区旅館業法施行条例第七条第七号二(7)(第八条第三項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において微小な水粒を発生させる設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。

(港区公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第二条第一項の規定により経営の許可を受けている営業の施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、第二条の規定による改正後の港区公衆浴場法施行条例第三条第一項第三十四号トの規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において微小な水粒を発生させる設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。

港区公衆浴場法施行条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第三条 法第三条第二項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>十 ろ過器その他の設備（以下「ろ過器等」という。）を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(衛生及び風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第三条 法第三条第二項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>イ 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>十 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p>

二 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、区規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ホ (略)

十の二 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、区規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

十一 前三号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

十二 (略)

十三 タオル、くし等を入浴者に貸与するときは、未使用のもの又は消毒済みのものを貸与すること。

十三の二 かみそりを入浴者に貸与するときは、未使用のものを貸与することとし、使用済みのものを放置させないこと。

十四 七歳以上の男女を混浴させないこと。

十五 三十三 (略)

三十四 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

イ〜ハ (略)

二 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ホ (略)

十一 前二号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

十二 (略)

十三 手拭い、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者一人ごとに消毒した清潔なものを貸与するときは、この限りでない。

十四 十歳以上の男女を混浴させないこと。

十五 三十三 (略)

三十四 ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

イ〜ハ (略)

ト 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

三十五〜四十 (略)

2・3 (略)

(後略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(港区旅館業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の規定により経営の許可を受けている営業の施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、第一条の規定による改正後の港区旅館業法施行条例第七条第七号ニ(7)（第八条第三項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において微小な水粒を発生させる設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。

(港区公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

三十五〜四十 (略)

2・3 (略)

(後略)

3| この条例の施行の際、現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の規定により経営の許可を受けている営業の施設及び現に当該許可の申請がなされている施設については、第二条の規定による改正後の港区公衆浴場法施行条例第三条第一項第三十四号トの規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に営業の施設において微小な水粒を発生させる設備を新設し、増設し、又は変更する場合は、この限りでない。